

2018年3月26日提出

[件名] やんばんる国立公園の公園区域及び公園計画の変更への意見

[宛先] 環境省自然環境局国立公園課

[氏名] 一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／委員長浅野玄

[郵便番号・住所] 501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1-1 岐阜大学応用生物科学部

[電話番号] 058-293-2933

[FAX 番号] 058-293-2933

[FAX 番号] 058-293-2933

[e-mail] asanojr@gifu-u.ac.jp

[全体的意見]

今回の米軍返還地(4,000ha)は、変更後の国立公園面積の20%にあたり、脊梁山地の大きな連続した地域で、成熟した亜熱帯照葉樹林で占められている。2016年9月に設置された国立公園区域の拡張として今回指定されることは、より連続した亜熱帯照葉樹林が確保されることになり、固有稀少種の保護や生物多様性保全などにとって、生息地の拡大と生息地の連続性の確保につながるために高く評価します。今回の返還地の国有林部分は森林生態系保護地域に指定され、それ以外の部分も地元自治体などが希少種保全のために森林の取り扱いに従来地域とともに理解と配慮を示されており感謝いたします。今後、返還地内のさらなる生物の生息の実態調査が必要と考えます。以下に2件の具体的な意見を提出いたします。

[意見]

<該当箇所>

公園区域及び公園計画変更書 [一部変更]

(イ) 第1種特別地域 (表7: 第1種特別地域変更表)

番号 2

区分 拡張

内容 特別地域の拡張

名称 脊梁山地

<意見内容>

2016年の「やんばんる国立公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に関する意見の募集」の際にも意見を提出(<http://www.mammalogy.jp/doc/20160328.pdf>)しましたが、本変更案においても、公園計画時と同様にオキナワトゲネズミの唯一の主要な生息地(55林班と56林班)が主に「第2種特別地域」に指定されています。「第2種特別地域」は、規制される行為については「許可制」であるものの、「生態系の保護と森林施業と調整を図る地域」とされています。これまで、オキナワトゲネズミの唯一の主要生息地では、森林伐採が行われてお

り、現状の「第2種特別地域」で、本種の生息地保全が十分に担保されるのか懸念があります。より厳しい規制措置を確保できるように、本種の唯一の主要個体群の生息地と周辺部を「第1種特別地域」指定地に拡張すべきです。

<理由>

オキナワトゲネズミの個体数や分布の現状から、本種は絶滅に極めて近い状態にあると判断されます。主要な餌の堅果類の豊凶や台風の影響も受ける上に、ノネコ、ノイヌといった外来種による脅威にもさらされています。今後、森林伐採を厳格に禁止し、生息環境を保全することが極めて重要です。このため、本種の唯一の主要な生息地の保全や修復の担保措置が喫緊に必要と考えます。

<該当箇所>

公園区域及び公園計画変更書〔一部変更〕

(イ) 第1種特別地域 (表7: 第1種特別地域変更表)

番号 2

区分 拡張

内容 特別地域の拡張

名称 脊梁山地

<意見内容>

今回の返還地のうち、とくに伊部岳北部(47林班, 保護規制計画変更図1の104で第3種特別地域と, 46林班の保護規制計画変更図1の65で第2種特別地域)においても, 今後のオキナワトゲネズミの生息地確保のために, 生息地保全の観点で, 「第1種特別地域」指定地に拡張すべきです。

<理由>

オキナワトゲネズミのコアの生息地は西銘岳西部地域ではあるが, 本種は外来哺乳類の防除効果や餌環境の変化に伴って, 西銘岳南部から辺野喜ダム湖東側にかけて分布拡大を行っている可能性があります。今回の返還地の伊部岳周辺にかけて, 新たな安定した生息地を確保するために, 分布拡大地域と伊部岳周辺との連続性が保たれるように, より規制の高い担保措置が必要と考えます。

以上